

鎌ヶ谷市地域防災計画改訂の概要

■防災基本計画

災害対策基本法第42条の規定により、鎌ヶ谷市防災会議が作成する計画であり、鎌ヶ谷市の地域に係る防災に関し、災害予防活動、災害応急活動及び災害復旧活動等の災害対策等の災害対策を実施するにあたり、防災関係機関がその全機能を有効に発揮して、住民の生命、身体及び財産を災害から守るため、実施すべき事務を定めています。

主な修正項目

土砂災害警戒区域に係わる項目の修正

土砂災害警戒区域が42箇所に増加したこと、土砂災害危険区域という用語が使われなくなったことから、これに関連した用語や警戒避難体制について修正

上位計画の修正に係る項目の修正

- ① 避難所外で避難生活を送る避難者等への支援
 - ・ 自主防災組織が自主運営する避難所外避難者への支援拠点への資器材の交付を開始することから支援拠点の記述を追加
- ② 避難所における生活用水等の確保
 - ・ 小中学校8校に整備した「受水槽給水栓」の記述を追加
- ③ 保健医療福祉に係る支援者の明確化
 - ・ 「日本災害リハビリテーション支援協会（JRAT：ジェイラット）」、「日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT：ジェーディーエー・ダット）」からの派遣の記述を追加

- ④ 運送事業者等との連携による、物資輸送拠点の効率的な運営に必要な人員、資器材等の速やかな確保
 - ・ 新たに締結した運送事業者との災害応援協定の記述を追加

避難所運営委員会などからの意見を踏まえて避難所の開設、運営についての修正

避難所の迅速な開設のために、中学校5校を対象に「避難所非常参集職員」を指名し、震度5強で避難所に直接避難所に参集し、開設準備と情報収集を行う体制に修正

その他の修正

- ・ 災害時に救護活動を行う「救護所」の設置場所を避難所から「病院前」に修正
- ・ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の発表による配備体制の見直し
- ・ 避難所収容可能人員に「最大」と「長期」を併記